

現状・対応方針

- ◎ **ミャンマーにおいては**、2021年2月1日に国軍によるクーデターが発生し、国軍・警察の発砲等による一般市民の死亡・負傷事案やデモに参加していない住民に対する暴力等も報告され、**情勢が不透明な状況であったことから**、出入国在留管理庁では、2021年5月28日以降、**ミャンマーにおける情勢不安を理由に本邦への在留を希望するミャンマー人について**、**緊急避難措置として、在留や就労を認めることとし**、2023年末現在で、約15,000人が在留しているところですが、**今なお事態の改善に向けた動きが見られていない状況**です。
- ◎ 本措置においては、下表「これまでの取扱い」記載のとおり、「特定活動」の在留資格を許可していますが、**誤用・濫用的に緊急避難措置を利用している事例が散見されている**ことを踏まえ、2024年10月1日から、下表「新たな取扱い」記載のとおり、「特定活動」の在留資格を認めることとします（いずれの「特定活動」が許可されている場合でも、本国情勢が改善されていないと認められるときは、更新申請が可能です）。

	これまでの取扱い	新たな取扱い
<p>現に有する在留資格の活動を満了した者で、在留を希望する者</p>	<p>「特定活動（1年・就労可）」</p>	<p>「特定活動（1年・就労可）」</p> <p>※1 「技能実習」で在留し、技能実習を修了していない者については、自己の責めに帰すべき事情によらずに技能実習の継続が困難となり、監理団体等が実習先変更に係る必要な措置を講じたにもかかわらず、新たな実習先を確保できなかった場合に在留資格の変更を認める。</p>
<p>自己の責めに帰すべき事情によらず、現に有する在留資格の活動を満了せず、在留を希望する者</p>	<p>「特定活動（6か月・週28時間以内の就労可）」</p>	<p>「特定活動（6か月・週28時間以内の就労可）」</p> <p>※2 「特定活動（6か月・週28時間以内の就労可）」を許可されてからおおむね1年間刑罰法令違反や入管法令違反を犯すことなく、適正な在留を行っていること認められるなど、個々の事案に応じて在留状況等を踏まえて、「特定活動（1年・就労可）」を許可</p>
<p>自己の責めに帰すべき事情により、現に有する在留資格の活動を満了せず、在留を希望する者</p>	<p>「特定活動（6か月・週28時間以内の就労可）」</p>	<p>「特定活動（6か月・週28時間以内の就労可）」</p> <p>※2 「特定活動（6か月・週28時間以内の就労可）」を許可されてからおおむね1年間刑罰法令違反や入管法令違反を犯すことなく、適正な在留を行っていること認められるなど、個々の事案に応じて在留状況等を踏まえて、「特定活動（1年・就労可）」を許可</p> <p>※3 「技能実習」で在留し、技能実習を修了していない者で、残余の在留期間がある者については、在留資格の変更を認めない。</p>